

平成 25 年度  
第 19 回墓地公園運営審議会議事録

平成 25 年 12 月 20 日開催

浦安市みどり公園課

1. **開催日時** 平成 25 年 12 月 20 日（金） 午前 10 時～12 時

2. **開催場所** 浦安市第 2 庁舎 204・205 会議室

3. **出席者**

（委員）

喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、杉山委員、渡邊委員、  
島貫委員、佐々木委員

（事務局）

大塚都市環境次長、知久みどり公園課長、大木課長補佐、  
西村係長、遠藤担当

（コンサルタント）

株式会社セット設計事務所

（傍聴人）

なし

4. **議題**

I. 開会

1. 会長・次長挨拶

2. 議事

1) 運営審議会のスケジュールと振返り

2) 墓地需要予測と供給量

3) 各施設計画（案）

（1）複合霊廟

（2）芝生墓地

（3）樹林墓地

4) 各施設別資格（案）

II. 閉会

- 次回の会議

5. **会議経過**

1) **運営審議会のスケジュールと振返り**

2) **墓地需要予測と供給量**

[配布資料に基づき事務局より説明]

（会長）事務局から「運営審議会のスケジュールと振返り」として、前回の第 1 回運営審議会の審議内容の確認を行い、今回の運営審議会では・複合霊廟・芝生墓地・樹木葬の各施設内容や使用許可の資格等について審議を行う主旨説明がありました。また、前回質疑等がありました「墓地需要と供給量」についても具体的な説明がありました。これまでの説明で、わかりにくかった点やご質問等ございますか。

[質疑・応答はなく承認された]

### 3) 各施設計画

#### (1) 複合霊廟

[配布資料に基づき事務局より説明]

(会長) 事務局より、複合霊廟について説明がありました。主な内容をまとめますと、複合霊廟は長期・短期の納骨堂、合葬式墓地が複合した施設であり、長期納骨堂は直接礼拝方式で1段式と2段式を用意すること。合葬式墓地の合祀室は、土に還るイメージを尊重し土に触れる構造にすること。建物には光庭を設け明るい空間とし、樹木を植栽すること。樹木は単独樹木ではなく、複数植えて庭的な設えにすること。正面には大型の献花台を設けて、モニュメント越しに光庭が見える構造にすることなどの説明がありました。複合霊廟について、何かご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

[質疑は下記のとおり]

- (委員) 長期納骨堂には骨壺が3~4個収容可能で、芝生墓地には骨壺が7~8個収蔵可能と説明がありましたが、1墓所に家族単位で、複数の遺骨が収容されますので、人口ベースで算出された場合、供給量の数字がオーバーラップしている可能性があると思います。算出された数字は人口ベースで算出されたのでしょうか？世帯ベースで算出されたのでしょうか？
- (事務局) 大阪府方式で算出した数字は将来人口を基に墓地需要を計算したものです。ただし、計画した必要墓所数に関しては、世帯ベースで浦安市民にアンケート調査を行い、必要墓所数を算出した数字となっています。
- (委員) 長期納骨堂は直接参拝できる設えとなっていて、参拝者が仏壇の前まで行けるようになっていますが、長期納骨堂は使用者の目に直接触れますので、仏壇の再利用を嫌がる方もおられるかと思います。民間霊園では長期納骨堂で使用された仏壇とロッカー部分だけを、リフォームしてから、再度そのスペースを利用している所もあります。使用者が契約期間を終了された時、仏壇及びロッカー部分は、次の方がそのまま再利用されるのでしょうか？それともリフォーム等されるのでしょうか？
- (事務局) 横浜の久保山霊堂と同等の管理方法で、リフォーム等は検討しておりませんでしたので、リフォーム等の長期納骨堂の管理方法も再度検討します。
- (委員) 資料写真のように、長期納骨堂の仏壇下の部分は引き出せますか？
- (事務局) 仏壇の下の部分が引き出しになっていて、その部分を引き出して供物やお花等が置き、仏壇は観音開きでドアが開きますので、お参り等が行えます。
- (委員) 供物等は各自で持ち帰るのでしょうか？
- (事務局) お待ち帰りしていただきます。また残された場合は、市で処分します。
- (副会長) 合祀室の埋蔵数が9,000体と一番多い数字が計画されていますが、その内訳を教えてください。

(事務局) 合祀室に遺骨を埋蔵する際には、遺骨は骨壺から、袋に入れ直して埋蔵されるので、大量の遺骨埋蔵が可能になります。合葬墓地のロッカーに埋蔵される遺骨は契約期間終了後に、合祀室に移されるので、合葬墓地の遺骨数が後に合祀室に埋蔵されます。また、芝生墓地の契約期間が終了した遺骨で、無縁化した遺骨も合祀室に移されます。墓地希望者の中には直接遺骨を合祀することを希望する方も出てくる可能性もあり、そういった希望者の遺骨も埋蔵します。9,000体という数は、最大埋蔵可能数であり、9,000体を埋蔵することを見込んであるわけではありません。

(副会長) 合祀室は大量な遺骨が埋蔵でき、半永久的に使用する事が可能な施設ということですね。

(事務局) 合祀室は複合霊廟の建物とは構造的に切り離して建造する事を検討しています。複合霊廟の耐用年数が経過し建替えを必要とした際も、合祀室はお墓として永遠に残していかなければいけない部分ですので、お墓としてきちんと残す事が可能な構造体を計画しています。

(副会長) 浦安市の地域性を考えると、他市と比べて、転居してきた墓地を持っていない方が多いと思います。特にこれから団塊世代の墓地需要が増えると思いますので大阪府方式で、算出された墓地需要予測より数字は多くなると思うのですが。

(事務局) 市民が公営墓地をどの程度求めているのかアンケート調査を行い、浦安市の実態を加味して必要墓所数は算出されています。また、墓地需要予測数よりかなり余裕を持った、墓地整備数を計画しています。長期スパンでみると、市民の墓地に対するニーズも変化してきますので、全て一度に整備するのではなく、段階的に市民の要望や状況に応じて墓地整備を進める方針です。

(副会長) 複合霊廟の入口部分のモニュメントは具体的にどういった物を計画しているのですか？

(事務局) モニュメントの設置理由は、対象物があることにより、参拝者が参拝する際、お参りがし易くなると思い、設置を計画しています。他市の間接礼拝方式施設では、モニュメントとして、壁や玉を設置している所が多いです。現在、具体的にどういったモニュメントを設置するかは決めていません。

(委員) 複合霊廟施設の構造は、現在の計画案でいいと思います。

(会長) 複合霊廟については、この事務局案で決定したいと思いますがいかがでしょうか？

[他に応答はなく承認された]

(会長) それでは、ほかに無いようですので、複合霊廟については、この事務局案で決定したいと思います。

## (2) 芝生墓地

[配布資料に基づき事務局より説明]

(会長) 事務局より、芝生墓地について説明がありました。主な内容をまとめますと核家族化等に対応するため、従来の3㎡の芝生墓地に加え、1.5㎡の小型芝生墓地を設けること。小型芝生墓地の街区は先行して1街区整備し、申込み状況によ

り、その後の整備計画を検討すること。カロートは関東で使用されている骨壺タイプで 4 遺骨が収蔵できる大きさにすること。墓石は小型墓石とし、使用者が自分でデザインできる方式にすること等の説明がありました。芝生墓地について、何かご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。芝生墓地の大きさに関してはいかがでしょうか？

[質疑は下記のとおり]

- (委員) 芝生墓地の大きさに関しては事務局案でいいと思います。今現在、小型芝生墓地に対する要望等はあるのですか？
- (事務局) 現在まだ小型芝生墓地を整備することは公表しておらず、公営の小型芝生墓地の存在自体の認知度も高くありません。現在要望等は把握しておりませんが、現状の申込実態から家族形態が核家族化してきていることは明白です。現在計画している小型芝生墓地を整備することにより、限られた敷地内で芝生墓地の供給数を増やせ、価格も安価に提供できることが可能になると思っています。視察を行った市川市霊園でも同等の事を考慮し、1.5 m<sup>2</sup>の小型芝生墓地が新しく整備されたのだと思います。
- (会長) 市川市霊園もカロートに収蔵できる骨壺数は 4 骨壺なのでしょうか？
- (事務局) 市川市霊園のカロートサイズは大きいものでしたので、8 骨壺程度が収蔵可能だと思います。
- (委員) 故人の中には、墓地の中に何遺骨が収蔵できるという実用的なことよりも、多少費用が高くても、ある程度ゆったりとした広い敷地内で、家族が参拝できることを願う考え方の人もいると思います。1.5 m<sup>2</sup>の小型芝生墓地と、現状の 3 m<sup>2</sup>の芝生墓地を需要に応じて柔軟に対応し、将来計画を策定していくべきだと思います。
- (事務局) 現在、計画している芝生墓地は、現状の 3 m<sup>2</sup>の芝生墓地も選べますし、1.5 m<sup>2</sup>の小型芝生墓地も選べるという住民に選択肢がある案になっています。将来、市民のニーズが変化する可能性があり、需要を予測することは難しいので、まず、先に第 3 区の北側 4 区画のうち、3 区画を現状の 3 m<sup>2</sup>の芝生墓地とし、1 区画を 1.5 m<sup>2</sup>の小型芝生墓地で計画していますが、その後、需要に応じ小型と標準型とのバランスを考え整備を行っていく計画です。
- (会長) 小型芝生墓地は敷地の縦と横、どちらが狭くなるのですか？
- (事務局) 3 m<sup>2</sup>に対しては両方向ともに狭くなります。現状 3 m<sup>2</sup>の芝生墓地の横幅 1.1m、縦の長さが 2.75m に対して、小型は横幅が 0.77m になり、縦の長さが 1.95m になります。
- (会長) 小型芝生墓地は隣接する墓地間の間隔が狭くなるということですね。ただし、核家族化に伴い、お参りに来られる数も少なくなってくるので、3 m<sup>2</sup>の広さを必要としない人に対しては 1.5 m<sup>2</sup>が良いのではということですね。
- (委員) 前回の審議会で、現在の芝生墓地の費用は 100 万円弱程度と説明がありましたが、小型芝生墓地は幾らくらいの使用料になると想定されていますか？

- (事務局) 現在、3㎡の芝生墓地の30年間の使用料は45万円です。1.5㎡は面積的には3㎡の半分なのですが、カロートの設置費用等を考慮すると、小型芝生墓地は3㎡の費用の6~7割程度に設定しなくてはならないかと思います。
- (委員) 現在の墓石の値段が40万円~60万円程度として、小型にした場合でも墓石は現在の価格の6~7割程度だとすると、現在の芝生墓地と小型との間に、あまり費用に差がないと思われます。
- (委員) 墓石の価格は3㎡と1.5㎡とでは、ほぼ変わらないと思われます。3㎡の墓石に対して、1.5㎡は8割程度の価格になるとと思われます。
- (委員) 設置費用だけで、使用料を設定すると3㎡と1.5㎡では30年間の使用料に差が生じず、多少の価格の差なら広い方を(3㎡)を選ばれる方が多くなると思います。市である程度、使用料の調整を行い、使用料を設定する必要があると思います。
- (事務局) 浦安市としても、供給数を増やすことができる小型芝生墓地を推奨したいと考えていますので、価格は十分に考慮し、使用料の金額を設定したいと思っています。
- (委員) プレート型は、墓石型に比べて使用料は安価になるのでしょうか？
- (事務局) 一度に大量に発注しますので、その分価格は抑えられると思います。
- (委員) 第1区、2区が今まで墓石型で整備され、第3区にプレート型というのは、墓石の形が違い過ぎますので、景観的な観点からも統一感がありませんし、墓石型に比べて、その区画が多少見窄らしく見られてしまう可能性もあります。また、現在の墓石のニーズとして、多種多様な墓石の形態を求められる方が多いので、プレート型にするのではなく、墓石型にする方が良いと思われます。芝生墓地の広さを3㎡にするか1.5㎡にするかという点は、一般の民間墓地は敷地面積が1.0㎡以下の所なども多く、1.5㎡は面積的に狭いというわけではないと思います。
- (事務局) 公営墓地は、昔に策定された墓地に関する条例基準に基づき4㎡を目安として整備されてきているので、民営墓地に比べ墓地の面積は広く設定されています。
- (委員) 現在、墓石に設置基準等はあるのですか？
- (事務局) 墓石の設置基準の外寸規定範囲内であれば、ある程度自由に墓石が選択できます。
- (委員) 墓石の設置基準内であれば、墓石の形態等は自由ということですか？
- (事務局) 市で墓石の図面を事前に確認し、市の判断で景観的に場にそぐわないものや、個性が強すぎるもの等に関しては指導を行っています。
- (委員) 浦安市で指定している墓石屋さん等がありますか？
- (事務局) ありません。各個人で市内外のどこの石屋さんに注文して構いません。
- (委員) 第3区の芝生墓地内に4街区の芝生墓地を先行して整備を行う提案内容ですが、その4街区全てを墓石型にし、プレート型だけを整備する街区の設置は行わないということでしょうか？これから浦安市は高齢者が増えてきますので、プレート型にすることで使用料が安価になるというのであれば、安価な方を望まれ

る方も多いのではと思います。住民サービスの観点から住民に奉仕するという意味合いで、第3区の中の1街区をプレート型として整備する考え方もあっていいのではと思います。

(事務局) 墓石型の芝生墓地の中にプレート型の墓石を個人で設置することは自由ですが、ブロック全てをプレート型とする場合、プレート型を行っている横浜市などは、一気に売切りを行っているが、浦安は順次募集しているので、例えば2年くらい売れ残った場合、先行投資額が市にかかってきます、また、現状として一気に売切ることは考えていないので、そういった面でも、墓石タイプが良いと考えています。

(委員) 墓石型にするか、プレート型にするかに関しては、市の方針として市が判断されるのが良いと思います。

(会長) 市の考え方は、1.5㎡の小型芝生墓地の整備を図りたいが、小型芝生墓地もこれまでの第1区、2区同様、墓石型で統一したいという考え方です。プレート型のように一度に墓地を整備するのではなく、住民の需要に応じた墓地整備を行いたいという方針です。現在、浦安市で提案されている整備方針で決定して宜しいでしょうか？

(委員) 私は墓石型が良いと思います。

[他に応答はなく承認された]

(会長) それでは、芝生墓地については浦安市で提案されている内容で決定いたします。

### (3) 樹林墓地

[配布資料に基づき事務局より説明]

(会長) 事務局より、樹林墓地について説明がありました。内容をまとめますと、樹林墓地を2か所に設け、1か所は3区の整備に先駆けて整備を行うこと。墓地形式は共同埋蔵施設を地下に設け、地表にシンボルとして樹林を設けること。樹木を守るため第一樹林墓地では墓地の周りには防風壁を設けることなどです。樹林墓地についてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

(会長) 無いようであれば、樹林墓地については、この事務局案で了解されたものとしてよろしいでしょうか？

[応答はなく承認された]

(会長) (会長) それでは、樹林墓地については浦安市で提案されている内容で決定いたします。

## 4) 各施設別資格(案)

[配布資料に基づき事務局より説明]

(会長) 事務局より、各施設別資格案について以下の説明がありました。

- 小型芝生墓地については、現状の芝生墓地と同様の資格とし、料金等は現状より安くすること。
- 長期納骨堂については、家族墓であるという位置付けから契約期間は5年からですが、資格は現状芝生墓地と同じにすること。

- 合葬式墓地については、居住条件を3年と厳しくすることにより、樹林墓地を多くの人に利用してもらうこと。
  - 樹林墓地は埋蔵可能数が格段に大きく、合理的な施設なのでより多くの人に利用してほしいことから、居住条件は1年とし、料金については事務局で検討を行い次回の審議会で諮ること。
  - 生前受付について、芝生墓地は数量を限定して実施すること。資格条件としては居住連続10年以上通算15年以上で年齢は70歳以上とすること。
  - 合葬式墓地については、樹林墓地を多くの人に利用してほしいことから、居住条件を生前1年のところを3年と厳しくすること。
- ただいまの「各施設別資格（案）」についてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

[質疑は下記のとおり]

- (委員) 芝生墓地の生前申込について、年齢資格が70歳以上で、受付は月2回ということでしょうか？
- (事務局) 受付月2回というのは、通常申込の場合です。芝生墓地への生前申込については、年に1度、限定した形で受け付けます。
- (委員) 生前申込は30年間の使用料をお支払いするだけで宜しいのでしょうか？それとも墓石も含めて墓地自体を設置しなければいけないのですか？
- (事務局) 現在、浦安市で生前申し込みについて検討している内容として、申し込み時に30年間分の使用料を収めて頂き、毎年の年間管理料をお支払いいただく形式で考えています。墓石等の設置に関しては、現在、墓地は順じ設置されていますので、設置された墓地の隣敷地が長期間空地状態では違和感が生じます。ですから、生前申込をされた方には1年以内に墓石の設置を条件として、義務付ける方針を検討しています。ただし、浦安市は現在、申込条件を満たせば常時受付を受理し使用許可を発行していますので、他市と比べて生前申込の必要性は薄いのではと考えます。
- (委員) 小型芝生墓地への生前申込は行うのですか？
- (事務局) 現在、既に整備され、供給可能な、3㎡の芝生墓地から順じ生前受付を行い、これから整備を計画している小型芝生墓地に関しても、将来的には順じ行っていく可能性はあります。住民へのアンケート調査の結果、70%以上の住民が生前申込を希望しているという結果が出ていますので、今年度の審議会の了承を得られれば、浦安市としては来年度に、生前申込に関して受付を開始することを検討しています。但し、生前申込へのニーズの高さは理解していますが、浦安市は現在も墓地への受付は常時行い、使用を許可しているので、本当に必要性があるのかは少し疑問があります。生前申込を開始した場合、墓地の整備速度も加速してしまいますので、長期間の墓地運営を考慮すると、将来世代に対して公平さに欠ける部分が生じてくると考えます。生前申込をするとしても、申込に対しての許可者数は制限するつもりです。



- (委員) どの程度の生前申込枠を確保する予定でしょうか？
- (事務局) 現在、他市から浦安市に墓地を移したいという方用の改葬枠が年間 50 枠程度あり、募集をすると無競争で改葬が可能という状態です。お骨がある状態で 50 枠ですので、生前受付は、50 枠以下を目安に検討したいと思っています。
- (会長) 生前申込を行った場合、墓地の設置箇所は自由に選べるのですか？
- (事務局) 現在の芝生墓地も設置箇所は自由に選ばれません。生前申込に関しても同様に、受付に順じて整備されますので選ぶことはできません。
- (副会長) 今後、団塊世代の墓地需要を考慮すると、他市に既にお墓がある方も含めて、生前申込し、浦安市にお墓だけを確保して安心を得たいと思われる方がかなり現れることを想定します。そうした場合、墓地を切実に必要とする需要より、実際使われていない状態のお墓だけが次々に増えていってしまう可能性があり、ある程度の数の制限を行う必要性はあると思います。
- (事務局) 団塊世代の生前申込への需要は高くなると想定し、生前申込に関しては、年齢条件をある程度高くすることで、高齢者が申込をした時の倍率が低くなるよう条件を少し厳しくしております。これは高齢者の生前申込に対して、優先的に墓地の取得が可能になるよう配慮しております。
- (委員) 浦安市の元町に住まわれている方で、戸建に住まわれている方は、比較のお墓を既に確保されている方が多いと思います。中町と新町は、昭和 50 年代、60 年代に建設されたマンション等が多く、近い将来、建て替えが必要となります。実際建て替えを行うと、その建物の居住者の 7～8 割程度が他へ移ることが見込まれます。浦安市は将来的な人口移動の想定が難しい地域ですので、生前申込を全て受けても構わないのではと思います。経済効果の観点からも、生前申込により、市に使用料が支払われるのですから、小型芝生墓地も含めて、全ての墓地の生前受付を制限せず許可し、需要予測をある程度確定してしまう方が良いのではと考えます。
- (委員) 新町地区は他市へ出ていくだけでなく、他市から親世代の高齢者を呼び寄せる方も多いと聞いております。
- (委員) 世帯数的にはとても低い数だと聞いています。
- (委員) 民間の墓地は費用が非常に高く、その他の行事費用等もかなり掛かります。費用負担の低い公営墓地で、生前申込ができたなら有難いと思います。
- (会長) それでは、ある程度条件等を厳し目にすると言うことで、市の提案を了承して宜しいでしょうか？  
[応答はなく承認された]
- (会長) 各施設別の資格については、浦安市で提案されている内容で決定いたします。それでは、本日の市から提案されたものはいずれも、運営審議会ではすべて承認とします。

- 次回の会議

(事務局) 次回の運営審議会は平成 26 年 2 月 14 日 (金) 午前 10 時からとし、会場は後日連絡することです承を得て終了した。

問い合わせ先 都市環境部みどり公園課 緑化推進係 電話 351-1111 内線 1966